

「使用料、手数料等の取扱い」について

使用料については、原則として、現行のとおりとし、合併後の新市において見直しを行うものとする。ただし、行政財産目的外使用料（電柱、電話柱等）、道路占用料、河川占用料、都市公園占用料、公共用物占用料については、合併時に豊川市の制度に統一する。

手数料については、合併時に豊川市の制度に統一する。